

福岡市公報

平成29年12月 7 日 第6448号

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目
次—
告次—
示

ページ

○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（第268号）	1
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（第269号）	2
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（第270号）	2
○公共下水道の供用及び流域下水道の終末処理場による下水の処理の開始（第271号）	3
公 告	
○一般競争入札の実施（第350号）	4
○一般競争入札の実施（第351号）	4
教 育 委 員 会	
○福岡市立雁の巣児童体育館条例施行規則の一部改正（規則第22号）	5
東 区	
○住民票の消除（告示第14号）	6
西 区	
○住民票の消除（告示第 9 号）	6

告 示

福岡市告示第268号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第 9 条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道事業調整課）において一般の縦覧に供する。

平成29年12月 7 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
平成29年12月 8 日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域
福岡市東区三苦三丁目及びみなと香椎三丁目の各一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
- 4 排除方式
分流式
- 5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
福岡市東区塩浜三丁目2500番地
福岡市和白水処理センター

福岡市告示第269号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第9条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道事業調整課）において一般の縦覧に供する。

平成29年12月 7 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
平成29年12月 8 日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域
福岡市城南区大字東油山の一部
福岡市早良区田村三丁目、梅林七丁目及び重留四丁目の各一部
福岡市西区橋本一丁目、橋本二丁目、野方四丁目及び大字吉武の各一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
- 4 排除方式
分流式
- 5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
福岡市西区小戸二丁目 5 番 1 号
福岡市西部水処理センター

福岡市告示第270号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第9条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道事業調整課）において一般の縦覧に供する。

平成29年12月 7 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
平成29年12月 8 日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域
福岡市西区今宿町，今宿上ノ原及び今津の各一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
- 4 排除方式
分流式
- 5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
福岡市西区大字田尻2149番地
福岡市新西部水処理センター

福岡市告示第271号

公共下水道の供用を開始し、及び流域下水道の終末処理場による下水の処理が開始されるので、下水道法第9条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道事業調整課）において一般の縦覧に供する。

平成29年12月 7 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
平成29年12月 8 日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域
福岡市博多区立花寺二丁目の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
- 4 排除方式
分流式
- 5 下水の処理が開始される当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
福岡市博多区那珂四丁目 5 番 1 号
福岡県御笠川浄化センター

公 告

福岡市公告第350号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則第5条の規定により次のように公告する。

平成29年12月 7 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
電気 A	平成29年度公営住宅板付住宅電気工事	
電気 B	平成29年度公営住宅弥永住宅電気工事	
管 A	平成29年度公営住宅（板付住宅）管工事	
管 B	平成29年度公営住宅（弥永住宅）管工事	
鋼構造物	県道桧原比恵線平和町歩道橋撤去工事	
防水	平成29年度市営千代一丁目住宅屋上防水改修工事	
電気通信	西部（中田）埋立場 I T V 設備更新工事	

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 配布方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

U R L <http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/contract/index.html>

福岡市契約情報ホームページ（入札・契約情報）＞入札情報サービスシステム（PPI）

(2) 期間

本公告の日から平成29年12月14日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前 6 時から午後10時まで

福岡市公告第351号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、市有財産を一般競争入札により処分するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則第5条の規定により次のように公告する。

平成29年12月 7 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 入札に付する財産

所 在 地	地 目	登記簿面積	実測面積
福岡市東区青葉二丁目173番 2	雑種地	平方メートル 194	平方メートル 194.52
福岡市南区南大橋一丁目1236番19 ほか 2 筆	雑種地ほか	133.80	134.64
福岡市早良区高取一丁目296番 2	宅 地	503.13	503.13
福岡市早良区田隈三丁目548番 8	宅 地	970.12	970.12

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり交付する。

(1) 場所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市財政局財産有効活用部財産管理課

電話 092-711-4176

(2) 期間

平成29年12月 8 日から平成30年 1 月18日まで（日曜日、土曜日、祝日及び平成29年
12月29日から平成30年 1 月 3 日までを除く。）

(3) 時間

午前10時から午後 5 時まで

教 育 委 員 会

福岡市立雁の巣児童体育館条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成29年12月 7 日

福岡市教育委員会

福岡市教育委員会規則第22号

福岡市立雁の巣児童体育館条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市立雁の巣児童体育館条例施行規則（昭和46年福岡市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「月曜日」の次に「(その日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。))に当たるときは、その日後において最初の休日でない日)」を加える。

別記様式第4号中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東 区

福岡市東区告示第14号

住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定に基づき、福岡市東区名島三丁目32番8号志和洗一ほか4人の住民票を職権で消除したので、その旨をこれらの者に通知する必要があるが、その住所及び居所が明らかでないので、同条第4項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から1月間福岡市東区役所市民部市民課において縦覧に供する。

平成29年12月7日

福岡市東区長 小 西 眞 弓

西 区

福岡市西区告示第9号

住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定に基づき、福岡市西区姪の浜三丁目21番4-101号赤司健次ほか1人の住民票を職権で消除したので、その旨をこれらの者に通知する必要があるが、その住所及び居所が明らかでないので、同条第4項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から1月間福岡市西区役所市民部市民課において縦覧に供する。

平成29年12月7日

福岡市西区長 中 村 郁 子